

部分引渡し検査に係る工事成績評定の取扱いについて（お知らせ）

令和3年1月27日
広島県土木建築局

災害復旧工事の円滑な実施のため、部分引渡し検査時に行っていた成績評定を次のとおり簡素化することとします。

1 部分引渡し検査における成績評定について

今後当面の間、部分引渡し検査時に出来形や品質等について技術的な評価が適切に実施できない場合や完成検査時に技術的な評価を行うことが合理的な場合は、部分引渡し検査時に成績評定を行わず、次回の検査で成績評定を行うことができることとしますので、次のとおり書類を準備し受検してください。

(1) 部分引渡し検査時に成績評定を実施しない場合の準備書類

「成績評定対象外工事における検査書類の簡素化の試行開始について（令和2年10月12日お知らせ）」により書類を準備してください。ただし、次回の検査時は、成績評定を行うため、部分引渡しを行った範囲を含めて書類を準備してください。

(2) 部分引渡し検査と中間検査を兼ねる場合の準備書類

部分引渡し検査と中間検査を兼ねることとし、これまでと同様に工事成績評定を行うこととします。

(3) 現場確認

1 (1)又は1 (2)のいずれの場合でも現地検査は、土木工事検査技術基準等に基づき契約図書と現地を照合して発注者が確認を行うこととします。

2 対象工事

災害復旧工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業（改良復旧事業含む）及び災害関連緊急事業等）

3 適用

別途お知らせする日までに部分引渡し検査を行う工事に適用する。